

中期目標・中期計画一覧表

(法人番号 30) (大学名) お茶の水女子大学

中 期 目 標	中 期 計 画
<p>(前文) 大学の基本的な目標</p> <p>国立大学法人お茶の水女子大学は、平成 16 年の法人化に当たって「学ぶ意欲のあるすべての女性にとって、真摯な夢の実現の場として存在する」とのミッションを掲げ、すべての女性がその年齢・国籍等にかかわりなく、個々人の尊厳と権利を保障されて、自身の学びを深化させ、自由に自己の資質能力を開発させることを支援してきた。</p> <p>1. 本学のミッション 国境を越えた研究と教育文化の創造と、女性たちの夢の実現を支援するための学びの場を提供し、時代と社会の要請に応えてグローバルに活躍する女性リーダーを育成する。加えて、女性のライフスタイルに即応した教育・研究の在り方を開発し、その成果を社会に還元することで、女性の生涯にわたる生き方のモデルを提供する。さらには、男女のワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、豊かで自由かつ公正な社会の実現に寄与することを使命とする。</p> <p>2. 女子高等教育の継承と国際的発展 本学の教育・研究の歴史と実績を活かし、これまでに検証・蓄積されてきた知的・教育的資産を継承しつつ、女性の更なる活躍を促進するための教育・研究を推進して、豊かな見識と専門的知性を備え、国内外で多様な活動を牽引する女性人材を育成する。 さらに、それらの教育・研究成果を国際的に展開し、グローバルなネットワークを構築する。</p>	

3. 大学院課程の充実と国際的研究拠点の形成

本学の特色ある研究を活発に推進し、研究レベルの高度化と先進的な研究分野を開拓して学術と社会に貢献するために、新たな研究組織を構築し、国際的な研究拠点を形成する。第3期中期目標期間には、特に、人の発達過程における様々な課題を解決するための研究と、人が一生を通じて心身ともに健やかに暮らすための研究を推進し、その成果を社会に向けて発信する。

同時に、得られた研究成果を踏まえた専門教育を充実させ、大学院教育の高度化・実質化を実現する。

4. 学士課程教育の更なる推進

学士課程と大学院人間文化創成科学研究科との連携により、総合的な教養を備えた高度専門職業人、つまり「教養知と専門知」、「学芸知と実践知」及び「高い公共性」を備えた社会人を養成する。そのために、リベラルアーツを基礎として、学生の主体的な選択が可能な、多様な専門性を擁する新たな学士課程を構築する。

5. 附属学校等と連携した統合的な教育組織の強化

同一のキャンパスに設置されている大学と附属学校等が密接に連携し、伝統ある教育・研究資産を活用して、生涯にわたる学びを見通した統合的な教育理念と教育・研究組織を構築する。さらに、人の発達過程における課題解決に向けた研究や、心身ともに健やかな一生を送るために研究の成果を、本学における乳幼児期からシニア世代までを通じた教育に活かし、人の生涯を通じた教育モデルとして国内外に向けて発信する。

6. 社会的、国際的貢献の促進

企業・行政・研究機関等の外部機関や地域との連携・相互交流を更に深め、人間力強化を目指した本学ならではの教育・研究の成果を社会に還元する。また、これまでの東日本大震災の被災地支援のための実践活動を更に深化させて、防災・減災対策や復興支援のための教育プログラムの作成、キャリア支援活動等を推進し、その成果を全国に向けて発信する。

国際的な課題解決に寄与できる女性リーダー育成のために、様々な国々との国際交流を更に促進する。アジア・アフリカ等の途上国女子教育の充実をはじめ、多くの国の女性たちの多様な活躍を支援し、平和な社会の構築と文化の発展に貢献する。

<p>◆ 中期目標の期間及び教育研究組織</p> <p>1 中期目標の期間</p> <p>中期目標の期間は平成28年4月1日から平成34年3月31日までとする。</p> <p>2 教育研究組織</p> <p>この中期目標を達成するため、別表1に記載する学部、研究科及び別表2に記載する教育関係共同利用拠点を置く。</p>	
<p>I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標</p> <p>1 教育に関する目標</p> <p>(1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標</p> <p><大学院課程></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 博士前期課程では、高度な専門的知識と能力を有し、境界領域分野や未知の分野の学問を切り拓くことに意欲的な高度専門人材の育成を目指す。博士後期課程では、専門性を基盤として新しい科学の創成を目指しつつ、幅広い知識と視野を持ち、高度な研究能力を備えた先導的な人材を育成する。また、大学の枠を越えた連携により、科学技術創造立国の中核となる理工系女性リーダーの育成拠点の構築を目指す。【M1】 	<p>I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 教育に関する目標を達成するための措置</p> <p>(1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標を達成するための措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 学際的な分野における大学院教育を高度化し、グローバルに活躍する女性リーダーの育成という社会的要請に応えて、既存の男女共同参画リソース・プログラムを見直し、ジェンダーを中心とした副専攻プログラムを再構築する。【K1】 ○ 「みがかずば」の精神に基づきイノベーションを創出し続ける理工系グローバルリーダー育成」の教育プログラムに沿って、第2期に引き続き超領域的な課題に取り組む自主協働研究を取り入れたカリキュラムを再構築する。【K2】 ○ 大学院段階における専門教育とキャリア教育を併行させた教育プログラムを開発するとともに、博士前期課程修了者を対象とした就職支援体制を構築する。【K3】 ○ 理工系女性リーダーの育成拠点として、平成28年度に奈良女子大学と連携して、女性の強みを活かした生活者の視点からの工学を推進するための大学院生活工学共同専攻を設置し、新分野「生活工学」を担う人材を養成する。【K4】

<学士課程>

- 高度な専門的知識を有し、グローバルに活躍する女性リーダーを養成する。近年のグローバル化、少子高齢化、目覚ましい技術の発展等の変化に対応し、深い教養に裏打ちされた高度な専門的知識を有し、強靭な知力、旺盛な行動力を持って、社会的課題の解決や文化の発展に貢献できる学生を育成することを目標とする。【M2】

(2) 教育の実施体制等に関する目標

- 国際水準での教育を実施するため、教職員の教育の質の更なる向上を目標とした FD (ファカルティ・ディベロップメント)、教育プログラム、教育環境整備を行う。【M3】
- カリキュラムポリシーに基づき、ソフト・ハードの両面から、グローバル化に対応した教育環境の整備を行う。【M4】
- 国際通用性のある教育成果の評価指標を活用し、大学機関の相違を越えた教学成果比較を通じて、教育の質保証システムの有効性を高める。【M5】

(3) 学生への支援に関する目標

- 幅広い教養及びそれに裏打ちされた高度な専門的知識に基づく思考力を養成するため、現行の 21 世紀型文理融合リベラルアーツ等、学生のアクティブラーニングを促す教育を実施し、複数プログラム選択履修制度を一層有効に機能させる。社会の要請に応えることのできる教養、専門的知識に基づいた高度な思考力を養成するために、学部・大学院を通して、継続した学士・修士一貫の長期のカリキュラムを組み立てる複数の学修トラックを導入する。【K5】

- グローバルに活躍する女性リーダーの育成という社会的要請に応えて、高度な専門的知識に基づく思考力を養成する。学生の学びの選択の可能性を広げるために、学部間の共通履修プログラムとして、ジェンダー論・男女共同参画に係る副プログラムやキャリア科目群の内容を検討し、再編する。【K6】

(2) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

- 国際水準の教育を実現するため、全教職員・学生参加型の FD を実施する。そのため、学内 LAN を用いた映像配信の仕組み (Small Private Online Course) を利用し、セミナーやシンポジウムを実施する。【K7】
- グローバル人材育成推進本部、国際本部、全学教育システム改革推進本部の下で、ACT (Advanced Communication Training) プログラム、サマープログラム、語学研修を有機的に連携させ、グローバル人材育成に向けた実践的な教育体制を構築する。【K8】
- Language Study Commons、英語学習相談室を中心とした外国語の学修支援を実施し、これらの施設及びサービスを利用する学生数を増加させる。【K9】
- 平成 29 年度までに、教学比較 IR (インスティテューション・リサーチ) のデータ構築や共有を目指す連携大学グループにおける学務情報（例えば、学事暦や時間割、GPA (グレード・ポイント・アベレージ) の方法/用途、学修成果情報の提供方法等）を横断的に構造化し、閲覧できる教学比較 IR のデータベースを構築して、公開・運用する。そのために、この大学間連携による協働体制を築く。平成 30 年度からは、国際通用性のあるデータベースの構築及び共有に着手する。かつ、学修行動調査及び授業アンケート結果のデータの共有・分析を通じて、教育の内部質保証体制を構築する。【K10】

(3) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

<ul style="list-style-type: none"> ○ 学修支援体制と学生生活の支援や相談に応じる体制を連携させ、学生の主体的学修を推進する。【M6】 ○ 学生のニーズに適合し、かつ、本学の学修を実質的に保障する統合的学生支援を行うために、女性のライフサイクルに沿った多様な学生の生活支援、キャリア支援、キャリア教育を進める。【M7】 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「新図書館構想（蔵書・コンテンツの充実、アクティブラーニングスペースの提供、知のコミュニティの形成支援を目的とした図書館の再整備計画）」に基づき、図書館や情報設備等を学習コンテンツ面・空間面・人的サポート面で充実させ、学生の能動的・多面的な学修環境を強化する。また、大学院生 TA（ティーチング・アシスタント）による教育支援、附属図書館における LALA（Library Academic Learning Adviser）による学修支援及び総合学修支援センターによる学修相談を連携させ、学生の主体的学修を推進する。【K11】 ○ 高校・大学・大学院を一貫した学修ポートフォリオを開発・構築する。学修ポートフォリオに学生の主体的な学修の成果を蓄積し、これを適用して学修指導を行う。【K12】 ○ 履修単位不足、成績不振等の学修困難を抱える学生を継続的に支援できるよう、当該学科等が責任を持って、学年担当若しくは指導教員による支援体制を確立する。抱える困難の内容に応じて、学内の学修支援体制と連携して隨時相談に応じ、学生が主体的に支援体制を活用しながら学修できるよう導く。【K13】 ○ 第2期に引き続き、多様な学生（外国人留学生、障害のある学生、メンタルヘルス上の困難を抱える学生等）に対応するため、学生生活支援（奨学金、授業料免除、学内ワークスタディ、学生宿舎、学生相談を含む）、キャリア支援（特にインターンシップの拡充を含む）、キャリア教育（特色あるキャリアデザインプログラム基幹科目群の拡充）に係る体制を整備し、個々の学生のニーズに応じた学生支援を実施する。【K14】
<p>(4) 入学者選抜に関する目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 学力の三要素（知識・技能、思考力・判断力・表現力、主体性・多様性・協働性）を重視した多面的な入学者選抜の在り方について研究し、選抜方法を改善する。【M8】 	<p>(4) 入学者選抜に関する目標を達成するための措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成28年度から現行AO（アドミッション・オフィス）入試を大きく改革し、学力を多面的・総合的に評価する新ファンボルト入試を導入する。定員は、従来のAO入試の定員を倍増させる。かつ、その成果を十分に検証し、特別入試をはじめ入試全般の改革に応用する。【K15】
<p>2 研究に関する目標</p> <p>(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標</p>	<p>2 研究に関する目標を達成するための措置</p> <p>(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置</p>

- 本学は女性のライフスタイルに即した支援体制を持つ特色を活かし、グローバル女性リーダーの育成、ジェンダー研究、生命科学、生活工学、人間発達科学、日本学等、大学として重点化を図る特定分野について、海外機関とも連携した世界水準の国際拠点を構築する。それとともに、多様な基盤的研究を推進する。【M9】

(2) 研究実施体制等に関する目標

- グローバル女性リーダーの育成及び研究の活性化のため、国内外の女子大学、官公庁・自治体、企業と連携して、国際協同プロジェクトを通じた実践的養成を進め、世界に向けた情報発信のための体制を確立する。【M10】
- 子育て中の女性研究者支援、ライフスタイルに応じた研究者支援を継続し、研究環境を向上させる。【M11】
- 研究の質向上のため、研究費等の学内資源について、研究への取組に応じた重点配分や研究支援を行う。【M12】

- グローバル女性リーダー育成研究機構（グローバルリーダーシップ研究所、ジェンダー研究所）を拠点として、平成33年度までに海外機関との連携を10機関以上と行い、女性のリーダーシップ育成と男女共同参画社会の実現に向けた研究と開発を進め、これまでの欧米型のリーダーシップとは異なるジェンダー視点に基づいたアジア型の新たなリーダーシップ像の提案、新しいグローバル女性リーダーシップ論の構築を行う。【K16】

- ヒューマンライフィノベーション開発研究機構（ヒューマンライフィノベーション研究所、人間発達教育科学研究所）を新設し、国際的に評価される研究成果を世界に発信する拠点として、人が生涯を通じて健康で心豊かに過ごすための研究・開発、乳幼児教育・保育の実践研究、人間発達基礎研究、養育環境と子供の発達に関する長期追跡研究や発達臨床支援研究、防災・減災を含む安全・安心な社会環境構築のための研究・開発を行う。【K17】
- 様々な学術領域において、基盤的研究の中で発展的な研究成果が見込まれる分野の研究を支援する。【K18】

(2) 研究実施体制等に関する目標を達成するための措置

- グローバル女性リーダー育成研究機構において、国内外から毎年10名以上の女性研究者を招へいし、重点研究領域であるリーダーシップ、ジェンダー、国際協力、比較日本学、政治・経済学等の学際的国際共同研究を5件以上実施する。さらに、国際シンポジウムを通じて研究成果の発信を行うとともに、研究成果に対するピアレビューを実施する。【K19】
- 第2期に引き続き、育児・介護等と研究との両立が可能となるように、子育て中の女性研究者、研究者本人又は配偶者の妊娠中及び産後休暇・育児休業後、親族の介護・看護に携わる学内研究者へ研究補助者を配置する等、継続的に研究者のライフスタイルの多様性を尊重した研究支援を行い、研究を活性化させる。【K20】
- 卒業・修了後の学習や研究が継続できるよう、図書館サービス（図書貸出し、学術情報利用等）を拡充する。【K21】
- 研究への取組状況や研究成果、競争的資金の獲得状況に応じた研究費の重点配分や、間接経費を活用した研究プロジェクト支援体制の創設等を実施する。【K22】
- 研究支援を充実させるため、研究マネジメント人材（URA：リサーチ・アドミニストレーター）を配置した新組織を設ける。【K23】

3 社会との連携や社会貢献及び地域を志向した教育・研究に関する目標	3 社会との連携や社会貢献及び地域を志向した教育・研究に関する目標 を達成するための措置
<ul style="list-style-type: none"> ○ 大学と企業の連携によるイノベーションの創出、社会や地域が持つ課題解決等に向けて、企業、地域住民、自治体、行政機関等との連携を推進・強化する。【M13】 ○ 社会人教育の推進、特に社会人女性の勉学再開の支援とその成果の社会還元を行う。【M14】 ○ センター等を活用して、社会・地域・大学間連携を推進する。【M15】 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第2期に引き続き、本学の人的・物的資源、実績、ノウハウ、知的財産等の活用や、歴史資料館における催し等を通じて、地域、企業、行政機関等と交流し、教育・研究・社会貢献に関する連携事業に継続的・発展的に取り組む。また、協定を締結した自治体や機関との相互協力を通じて、地域における女性リーダーを育成する。【K24】 ○ 第2期から実施している卒業生を含む社会人向け講座（女性ビジネスリーダー育成塾：徽音塾）等のカリキュラムを、社会からの要請や受講生の要望に対応して改良し、質を高める。さらに、企業、行政、教育・研究機関との連携により活動を拡大・充実させ、大学と受講生及び受講生同士のネットワークを拡充して、女性のキャリアアップへの教育・技能・意識啓発の支援体制を強化し、様々な立場における女性の上位職者を増やすことに貢献する。【K25】 ○ 第2期に実施した「乳幼児教育を基軸とした生涯学習モデルの構築」事業（ECCELL：エクセル）を拡充し、幼児教育・保育分野の社会人講座を、現行の学部レベルの科目から、更に大学院レベルの科目へと発展させ、自治体・地域と協働しながら、新しい子育て支援パラダイムを発信する。【K26】 ○ サイエンス＆エデュケーションセンターの機能を拡充し、小・中・高校教員500名に理科教員研修、児童・生徒5,000名に理科出前授業、一般社会人300名に市民科学・公開学習講座を毎年開講する。スーパーサイエンスハイスクール（SSH）への積極的な協力を進めるとともに、理系女子学生数増加の方策を講じる。【K27】 ○ 災害時にも途切れない教育システムを構築し、平成31年度までに普通教室で実験・実習できる理科教育のコンテンツを開発し、平成33年度までに被災地に配布・展開できるシステムを完成させる。【K28】 ○ 教育関係共同利用拠点である湾岸生物教育研究センターにおいて、国内外の大学等との連携を更に強化することにより、海産生物の特徴を最大限に活用した新たな臨海実習コンテンツやバイオリソースを開発し、全国の大学等に提供する。【K29】

- 教員養成・乳幼児教育等の本学の伝統を活かし、生涯を見通した教育システムを構築するとともに、新たな乳幼児教育の提案を行う。【M16】

4 その他の目標

(1) グローバル化に関する目標

- 国際社会におけるトップクラスの女子大学として、海外各地の大学及び研究機関と連携し、国際水準の教育研究の展開、学生の留学及び留学支援に取り組み、グローバルな視点で活躍できる女性リーダー人材を育成する。【M17】

- 世界各国・地域の国際機関・高等教育機関等と連携し、国際社会において固有の存在感を發揮して、女性のエンパワーメントのための支援を行う。【M18】

(2) 附属学校に関する目標

- 同一キャンパス内に大学といづみナーサリーを加えた附属学校等、及び認定こども園があることを活かし、全学的に緊密なマネジメント「オールお茶の水」体制を構築する。【M19】

- 平成28年度から文京区の委託を受けて認定こども園を設置・運営する。そこを幼児教育・保育に関する教育研究の場として、人間発達教育科学研究所と協働して、生涯発達を見据えた0歳児からの教育カリキュラムの開発、乳幼児教育・保育の質の評価方法を開発・研究し、地域の保護者対象の保育講座、保育者の現職研修の提供等、地域貢献を行う。3つの乳幼児教育現場（附属幼稚園、いづみナーサリー、認定こども園）の連携研究を進め、インターンシップの場として、保育者としての学生の資質育成にも活かされる、互恵的な関係を形成する。【K30】

4 その他の目標を達成するための措置

(1) グローバル化に関する目標を達成するための措置

- 学生の派遣・受入れを促す大学間の連携の強化や各種プログラムの充実を図り、学部卒業時に留学経験を持つ者及び外国語力スタンダードを達成する者（両者をグローバル人材と呼ぶ。）を合わせて23%以上とする。【K31】
- 留学生の受入数を増やすよう、シラバスの英語化等の環境を整備とともに、四学期制の改善等、学事暦の柔軟化を進め、全学生数に対する外国人留学生数の比率を10%以上とする。【K32】
- 外国語による授業や論文指導を拡充するとともに、英語で学位が取得可能なコース設置を平成33年度までに準備する。【K33】

- 第2期に引き続き、開発途上国の女子教育・幼児教育に関する支援事業と平和構築・国際協力の人材育成を実施し、国際社会における様々な立場の女性のエンパワーメントのための実践的教育・研究に取り組む。【K34】

(2) 附属学校に関する目標を達成するための措置

- 第2期に設置した学長を本部長とする附属学校本部を中心として、大学と附属学校等との連携体制を改編・強化する。学校教育研究部はその運営主体を人間発達教育科学研究所に移し、認定こども園に関する教育研究部門を新たに設ける等の組織改編を実施して、大学と附属学校等との連携体制を改編・強化し、幼小中高、いづみナーサリー、認定こども園の教育カリキュラム作成と評価に関する研究を大学が支援し、安全やいじめ対策等の生活管理上の課題や、倫理的問題に対しても、大学が相談助言できる体制を一層充実させる。【K35】

<ul style="list-style-type: none"> ○ 大学・大学院と附属学校等との連携を通じた一貫した教育理念に基づき、自主自律的で確かな基礎学力と広い教養を持ってグローバルに活躍できる生徒・学生を育成するとともに、附属学校等は学校現場が抱える教育課題について、実験的、先導的に取り組む。【M20】 ○ 大学と附属学校等の連携の下で、先進的な教育研究の場として、附属学校等を学内外の研究者や研究機関に開放する。【M21】 ○ 教職員の学び直しや、生涯にわたって教員としての資質能力を育てる機会を保証する。【M22】 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 0歳からの教育・保育課程カリキュラムについて、認定こども園、いずみナーサリー、附属幼稚園、附属小学校、附属中学校、附属高等学校が、それぞれの学齢段階に応じて、また幼小中高大の接続を意識して、研究開発を推進する。その研究成果をそれぞれ公開するとともに、人間発達教育科学研究所を通じて学術性及び社会貢献性の高度化を図り、その成果を内外に発信する。【K36】 ○ 大学内部局・センター及び奈良女子大学と共同の理系女性教育開発共同機構と附属学校が連携して、例えば附属高等学校教養基礎科目の教程を改良する等、新たな理系教育の方法論を開発する。児童生徒の理科教育の改革を進めると同時に、幼小中高が共同使用できる科学教育の環境を整備する。また、特に幼小中の保護者に対する科学的思考、理系教育の啓発事業を実施し、評価を行い、発達段階に応じた理系人材育成リソースの開発成果を社会に発信する。また、データを蓄積し、将来の追跡調査の準備を行う。【K37】 ○ 大学及び外部の教育・研究機関との連携を強化したキャリア教育カリキュラムの開発等、附属学校の機能強化のためのプログラムを構築し、実施する。【K38】 ○ 附属学校等教員が本学の大学院課程及び現職教員研修において学び直す機会を拡充するとともに、人間発達教育科学研究所における研究員として活躍する場を設ける。【K39】
<p>II 業務運営の改善及び効率化に関する目標</p> <p>1 組織運営の改善に関する目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 人事・給与制度の弾力化を推進するとともに、教職員の適正な配置を行う。【M23】 	<p>II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 年俸制教員の採用・切替えを促進し、平成33年度までに20名以上とともに、教員人事会議の下で学長主導の戦略的な教員配置を行う。【K40】 ○ 第2期に引き続き、優秀な若手教員の活躍の場を全学的に拡大するため、40歳未満の若手教員の採用を促進し、退職金に係る運営費交付金の積算対象となる教員における割合を16%以上にする。【K41】 ○ 自己点検・評価の実施等、教職員の業務実績の評価方法の改善及びそれを踏まえた給与への反映の在り方を検証し、見直す。【K42】 ○ 第2期に引き続き、女性の役職への登用を促進し、30%の目標達成を継続する。【K43】

<ul style="list-style-type: none"> ○ 大学を取り巻く環境変化に応じて、機動的かつ効率的に組織運営を実施するため、学内資源の再配分を戦略的・重点的に行う。【M24】 ○ 学長戦略機構、教員人事会議、内部統制システム等について、社会の変化に対応しつつ、常に学長のリーダーシップが発揮できるように、ガバナンス体制を強化する。【M25】 	<ul style="list-style-type: none"> ○ グローバル女性リーダー育成機能を更に強化するため、学長のリーダーシップの下、グローバル女性リーダー育成研究機構及びヒューマンライフィノベーション開発研究機構に、研究機能強化のために必要な人員を配置する等、必要な資源を優先して配分する。【K44】 ○ ガバナンス機能を更に強化するため、第2期に設置した学長戦略機構、教員人事会議、内部統制システム等について、平成30年度までに管理・運用状況の総点検を行い、規則改正、管理体制や運用の見直しを行う。【K45】 ○ 学長特命補佐や学長特別顧問等の学内外の人的資源を積極的に活用し、学長補佐体制の強化等により、ガバナンス体制を強化する。【K46】
<p>2 教育研究組織の見直しに関する目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 大学の更なる機能強化に向けて、教育研究組織の在り方を検証し、人文社会系、生命科学系の組織を含めて、更なる改革を進める。【M26】 	<p>2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ヒューマンライフィノベーション開発研究機構(ヒューマンライフィノベーション研究所、人間発達教育科学研究所)を新設し、人間の発達段階に即した心身の健康と生活環境の向上を意図したイノベーション実現のための世界水準の研究拠点を構築する。【K47】 ○ グローバル女性リーダー育成機能の強化・推進の目標に則した教育機能強化を図るべく、ジェンダー視点に立脚した教育研究組織の再編・改革案を策定する。【K48】
<p>3 事務等の効率化・合理化に関する目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 大学のガバナンスを高め、その機能を強化するため、事務の効率化・合理化を推進する。【M27】 ○ 事務職員の能力が一層発揮されるよう職能開発と意識改革を進める。【M28】 	<p>3 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 業務のIT化やアウトソーシング等、これまで行ってきた事務の効率化を継続して実施する。加えて、情報システムの更新や新規導入の際には、クラウドの導入を優先的に行う、平成29年度までに電子ファイルを用いた会議資料のペーパレス化を行う等、更なる合理化を推進する。【K49】 ○ 職能開発と意識改革を進めるため、第2期に引き続いてSD(スタッフ・ディベロップメント)研修等を実施するとともに、国際業務等に対応するため、国内外における職員の研修(語学研修を含む。)の機会を増加させる。【K50】
<p>III 財務内容の改善に関する目標</p> <p>1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標</p>	<p>III 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置</p>

<ul style="list-style-type: none"> ○ 競争的資金、受託研究等の外部資金や寄附金等の自己収入を増加させる。【M29】 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 研究組織の新設や重点化による研究力の強化や、URA の配置等による研究支援体制の構築を通じて、競争的資金を積極的に獲得する。それに伴う間接経費を増加させること等により、自己収入を第 2 期中期目標期間の平均に比して 20% 増加させる。【K51】 ○ 研究者がより大型の競争的資金の獲得に取り組み、また、科研費の新規採択率が、毎年度、全国平均を上回る水準を維持していくために、研究費の配分見直し等、新たな研究者支援方策を実施する。【K52】 ○ 受託研究等の外部資金や寄附金等の増加、特に寄附研究部門又は寄附講座の招致に向けて、専門スタッフの配置等により、企業等に対して本学の教育・研究の最新情報の提供等を戦略的に行う。【K53】
<p>2 経費の抑制に関する目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 業務実施方法の見直しにより、経費を効果的かつ効率的に使用し、特に管理経費の抑制を行う。【M30】 	<p>2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 経費を効果的かつ効率的に使用するために、業務フロー分析等により業務をゼロベースで見直し、また、第 2 期に引き続き、計画的調達、調達手法・仕様の改善、複数年契約の対象拡大を行う。【K54】 ○ 第 2 期に引き続き、会議等の業務実施方法の見直し等により管理業務を合理化、効率化することによって、一般管理費を抑制する。【K55】
<p>3 資産の運用管理の改善に関する目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 全学の資産状況を的確に把握し、施設の有効活用と適切な資金運用を行う。【M31】 	<p>3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 法人資産の運用管理に関する基本計画を策定し、大学の施設について、廃止も含めた資産の有効活用の観点から点検・評価を行い、貸付等が可能な資産について、法人の活動に支障の生じないよう留意しつつ積極的に貸付等を行う。【K56】 ○ 毎年度、資金運用計画を策定し、債権等を含めた運用手法の中から、資金を適切かつ最も有利となるよう運用する。【K57】
<p>IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標</p> <p>1 評価の充実に関する目標</p>	<p>IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためによるべき措置</p> <p>1 評価の充実に関する目標を達成するための措置</p>

<ul style="list-style-type: none"> ○ 教育研究の多様性、教育の質保証及び研究の質の向上の観点を踏まえ、第2期で整備された自己点検・評価体制、教員個人活動評価方法のPDCAサイクルを更に精緻化して、大学運営の改善に活かす。【M32】 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 教員自身の質の向上に資するために、第2期に構築してきた「教員活動状況データベース」の評価項目の更なる適正化を行うことで、より教員活動の実態に即した評価システムを平成32年度までに再構築する。【K58】 ○ 教育研究等の更なる質の保証・向上を図るために、外部評価を踏まえ、全学評価実施要項等を見直した上で、平成30年度までに自己点検・評価を実施し、評価結果を大学運営の改善に反映させる。【K59】
<p>2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 大学の運営活動に関する公正な情報公開や本学の優れた教育・研究のリソースを国内外に積極的かつ効果的に情報発信する。【M33】 	<p>2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標を達成するための措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 第2期に引き続き、様々な広報媒体を通じて情報受信者のニーズに対応した研究者情報及び大学ポートレートを活用した教育情報を、迅速かつ正確に公表する。【K60】 ○ 全ての教育研究プロジェクトの活動状況や、お茶の水女子大学E-bookサービスの英語版を、平成30年度を目処に公開する等、本学の教育研究活動状況及び研究成果を国内外に向けて、更に積極的に発信する。【K61】
<p>V その他業務運営に関する重要目標</p> <p>1 施設設備の整備・活用等に関する目標</p>	<p>V その他業務運営に関する重要目標を達成するための措置</p> <p>1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置</p>
<ul style="list-style-type: none"> ○ 国境を越えた研究と教育文化の創造と、女性たちの夢の実現を支援する学びの場を提供するためのキャンパス環境を更に整備する。【M34】 	<ul style="list-style-type: none"> ○ グローバル化とイノベーション推進の観点に立ち、サステイナビリティにも配慮して、平成27年度に実施した見直しに基づき、平成28年度に新たなキャンパスマスターplanを策定し、国の財政措置の状況を踏まえつつキャンパス環境の整備を進める。【K62】 ○ 第2期に引き続き、施設設備の有効活用の観点から、施設マネジメントに基づく点検・評価を行い、更なる施設設備の有効活用を行う。【K63】 ○ 設備機器の更新時に省エネ型機器を導入し、主要設備機器の効率的な運用等、多様な手法により、平成33年度までに温室効果ガス排出量を17%削減する。【K64】
<p>2 安全管理に関する目標</p>	<p>2 安全管理に関する目標を達成するための措置</p>

<ul style="list-style-type: none"> ○ 幼児、児童、生徒及び学生を含めた本学構成員全体の安全意識の向上を図るとともに、特に、災害時における危機管理体制の構築及び防災対策を充実させる。【M35】 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 幼児、児童、生徒及び学生を含めた本学構成員全体に対する安全教育（全学的な避難訓練・防災訓練を含む。）を更に推進するとともに、地元自治体と協力した実践的な防災活動体制を整備し、安否確認を含めた災害時の対応システムを活用する。【K65】 ○ 災害時において近隣住民に一時的な避難場所を提供するのみならず、平時から防災教室等の住民への啓発講座を開講する等、防災センターとしての機能を整備する。【K66】 ○ 全学的な安全管理体制を確立し、定期的な危険箇所の点検・改修、危険物質管理を推進し、安全性の高い学内環境を整備する。それとともに、安全衛生に係る有資格者の育成を促進し、労働安全衛生法等の法令を踏まえた安全意識向上のための啓発を行う。【K67】
<p>3 法令遵守等に関する目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 本学の社会性、透明性を確保するため、管理責任を明確にした上で、法令遵守の徹底及び不正防止に取り組む。【M36】 	<p>3 法令遵守等に関する目標を達成するための措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 第2期に引き続き、「研究活動における不正行為」、「研究費の不正使用」に関し、管理組織・管理責任・管理方法を明確にして学内外へ公表していくとともに、映像教材、パンフレット、法令に関わるセミナー等を通して、倫理教育を徹底する。【K68】 ○ 第2期に引き続き、リスクアプローチ監査の手法を用いた内部監査を、毎年（定期又は不定期に）実施し、計画・結果等を学内に周知することで、研究費不正が起きないよう抑止・監視する。【K69】
<ul style="list-style-type: none"> ○ ハラスメントの防止等、人権を擁護する取組を推進する。【M37】 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 人権擁護推進のためのアクションプランを平成28年度に更新するとともに、初任者研修、部局ごとの研修会やワークショップ等、構成員の立場を考慮した研修を通じて、人権擁護の意識を共有する機会を設ける。【K70】
<ul style="list-style-type: none"> ○ 情報セキュリティのシステムと管理体制を強化する。【M38】 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第2期に引き続き、情報セキュリティ向上のための情報基盤システムを維持・強化し、運用・管理体制の整備・強化を進める。情報セキュリティに関する規程及び手順の整備を、平成30年度を目指して完了させる。また、セキュリティポリシーを適時見直す。【K71】 ○ 学生・教職員のセキュリティ意識を向上させるためのリテラシー教育について、学生の授業や教職員の講習等を通じて強化する。【K72】

VI 予算（人件費の見積りを含む）、収支計画及び資金計画

別紙参照

VII 短期借入金の限度額

- 短期借入金の限度額

- 1 短期借入金の限度額

1,117,168 千円

- 2 想定される理由

運営費交付金の受け入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れることが想定されるため。

VIII 重要な財産を譲渡し又は担保に供する計画

なし

IX 剰余金の使途

- 決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充当する。

X その他**1. 施設・設備に関する計画**

施設・設備の内容	予定額（百万円）	財源
・講堂耐震改修	総額 271	施設整備費補助金（115）
・小規模改修		（独）大学改革支援・学位授与機構施設費交付金（156）

(注1) 施設・設備の内容、金額については見込みであり、中期目標を達成するために必要な業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や老朽度合等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもある。

(注2) 小規模改修について平成28年度以降は平成27年度と同額として試算している。

なお、各事業年度の施設整備費補助金、船舶建造費補助金、（独）大学改革支援・学位授与機構施設費交付金、長期借入金に

については、事業の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程等において決定される。

2. 人事に関する計画

- 年俸制教員の採用・切替えを促進し、平成 33 年度までに 20 名以上とともに、教員人事会議の下で学長主導の戦略的な教員配置を行う。
- 第 2 期に引き続き、優秀な若手教員の活躍の場を全学的に拡大するため、40 歳未満の若手教員の採用を促進し、退職金に係る運営費交付金の積算対象となる教員における割合を 16% 以上にする。
- 第 2 期に引き続き、女性の役職への登用を促進し、30% の目標達成を継続する。
- 職能開発と意識改革を進めるため、第 2 期に引き続いて SD（スタッフ・ディベロップメント）研修等を実施するとともに、国際業務等に対応するため、国内外における職員の研修（語学研修を含む。）の機会を増加させる。
- 人権擁護推進のためのアクションプランを平成 28 年度に更新するとともに、初任者研修、部局ごとの研修会やワークショップ等、構成員の立場を考慮した研修を通じて、人権擁護の意識を共有する機会を設ける。

(参考) 中期目標期間中の人件費総額見込み
24,053 百万円（退職手当は除く。）

3. 中期目標期間を超える債務負担 なし

4. 積立金の使途

- 前中期目標期間繰越積立金については、次の事業の財源に充てる。
 - ①附属図書館増改築の一部
 - ②その他教育、研究に係る業務及びその附帯業務

中期目標		中期計画		
別表1 (学部、研究科等)		別表 (収容定員)		
学部	文教育学部	学部	文教育学部 828人	
	理学部		理学部 520人	
	生活科学部		生活科学部 520人	
研究科	人間文化創成科学研究科	研究科	人間文化創成科学研究科 663人 うち博士前期課程 444人 博士後期課程 219人	
別表2 (教育関係共同利用拠点)				
湾岸生物教育研究センター				

中期目標	中期計画											
	<p>(別紙)予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画</p> <table border="1" data-bbox="1179 362 1304 393"> <tr> <td>1. 予算</td></tr> </table> <p style="text-align: center;">平成28年度～平成33年度 予算</p> <p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table border="1" data-bbox="1179 531 2091 1129"> <thead> <tr> <th data-bbox="1179 531 1814 563">区分</th><th data-bbox="1814 531 2091 563">金額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1179 595 1814 817">収入 運営費交付金 施設整備費補助金 大学改革支援・学位授与機構施設費交付金 自己収入 授業料及び入学料検定料収入 財産処分収入 雑収入 産学連携等研究収入及び寄附金収入等</td><td data-bbox="1814 595 2091 817">26,366 115 156 11,661 10,969 - 692 3,250</td></tr> <tr> <td data-bbox="1179 865 1814 897">計</td><td data-bbox="1814 865 2091 897">41,548</td></tr> <tr> <td data-bbox="1179 944 1814 1103">支出 業務費 教育研究経費 施設整備費 産学連携等研究経費及び寄附金事業費等</td><td data-bbox="1814 944 2091 1103">38,027 38,027 271 3,250</td></tr> <tr> <td data-bbox="1179 1119 1814 1151">計</td><td data-bbox="1814 1119 2091 1151">41,548</td></tr> </tbody> </table> <p>〔人件費の見積り〕</p> <p>中期目標期間中総額24,053百万円を支出する。（退職手当は除く。）</p> <p>注）人件費の見積りについては、平成29年度以降は平成28年度の人件費見積り額を踏まえ試算している。</p> <p>注）退職手当については、国立大学法人お茶の水女子大学退職手当規程に基づいて支給することとするが、運営費交付金として交付される金額については、各事業年度の予算編成過程において国家公務員退職手当法に準じて算定される。</p> <p>注）組織設置に伴う学年進行の影響は考慮していない。</p>	1. 予算	区分	金額	収入 運営費交付金 施設整備費補助金 大学改革支援・学位授与機構施設費交付金 自己収入 授業料及び入学料検定料収入 財産処分収入 雑収入 産学連携等研究収入及び寄附金収入等	26,366 115 156 11,661 10,969 - 692 3,250	計	41,548	支出 業務費 教育研究経費 施設整備費 産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	38,027 38,027 271 3,250	計	41,548
1. 予算												
区分	金額											
収入 運営費交付金 施設整備費補助金 大学改革支援・学位授与機構施設費交付金 自己収入 授業料及び入学料検定料収入 財産処分収入 雑収入 産学連携等研究収入及び寄附金収入等	26,366 115 156 11,661 10,969 - 692 3,250											
計	41,548											
支出 業務費 教育研究経費 施設整備費 産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	38,027 38,027 271 3,250											
計	41,548											

〔運営費交付金の算定方法〕

- 毎事業年度に交付する運営費交付金は、以下の事業区分に基づき、それぞれに対応した数式により算定して決定する。

I 〔基幹運営費交付金対象事業費〕

- ①「教育研究等基幹経費」：以下の事項にかかる金額の総額。D (y - 1) は直前の事業年度におけるD (y)。

- ・ 学部・大学院の教育研究に必要な教職員のうち、設置基準に基づく教員にかかる給与費相当額及び教育研究経費相当額。
- ・ 附属学校の教育研究に必要な教職員のうち、標準法に基づく教員にかかる給与費相当額。
- ・ 学長裁量経費。

- ②「その他教育研究経費」：以下の事項にかかる金額の総額。E (y - 1) は直前の事業年度におけるE (y)。

- ・ 学部・大学院及び附属学校の教育研究に必要な教職員（①にかかる者を除く。）の人事費相当額及び教育研究経費。
- ・ 附属施設等の運営に必要となる教職員の人事費相当額及び事業経費。
- ・ 法人の管理運営に必要な職員（役員を含む）の人事費相当額及び管理運営経費。
- ・ 教育研究等を実施するための基盤となる施設の維持保全に必要となる経費。

- ③「機能強化経費」：機能強化経費として、当該事業年度において措置する経費。

〔基幹運営費交付金対象収入〕

- ④「基準学生納付金収入」：当該事業年度における入学定員数に入学料標準額を乗じた額及び収容定員数に授業料標準額を乗じた額の総額。（平成28年度入学料免除率で算出される免除相当額については除外。）

- ⑤「その他収入」：検定料収入、入学料収入（入学定員超過分等）、授業料収入（収容定員超過分等）及び雑収入。平成28年度予算額を基準とし、第3期中期目標期間中は同額。

II 〔特殊要因運営費交付金対象事業費〕

- ⑥「特殊要因経費」：特殊要因経費として、当該事業年度において措置する経費。

$$\text{運営費交付金} = A(y) + B(y)$$

1. 每事業年度の基幹運営費交付金は、以下の数式により算定する。

$$A(v) = D(v) + E(v) + F(v) - G(v)$$

$$(1) D(v) = D(y-1) \times \beta \text{ (係数)}$$

$$(2) E(v) = \{E(y-1) \times \alpha \text{ (係数)}\} \times \beta \text{ (係数)} \pm S(v) \pm T(v) \\ + U(v)$$

$$(3) F(v) = F(v)$$

$$(4) G(v) = G(v)$$

D (v) : 教育研究等基幹経費（①）を対象。

E (v) : その他教育研究経費（②）を対象。

F (v) : 機能強化経費（③）を対象。なお、本経費には新たな政策課題等に対応するために必要となる経費を含み、当該経費は各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な額を決定する。

G (v) : 基準学生納付金収入（④）、その他収入（⑤）を対象。

S (y) : 政策課題等対応補正額。
新たな政策課題等に対応するための補正額。各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な額を決定する。

T (y) : 教育研究組織調整額。
学部・大学院等の組織整備に対応するための調整額。各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定する。

U (y) : 教育等施設基盤調整額。
施設マネジメントにおける維持管理の状況に対応するための調整額。各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定する。

2. 每事業年度の特殊要因運営費交付金は、以下の式により算定する。

$$\underline{B(y)} = \underline{H(y)}$$

H (y) : 特殊要因経費（⑥）を対象。なお、本経費には新たな政策課題等に対応するために必要となる経費を含み、当該経費は各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な額を決定する。

【諸係数】

α (アルファ) : 機能強化促進係数。1.1%とする。
第3期中期目標期間中に各国立大学法人における教育研究組織の再編成等を通じた機能強化を促進するための係数。

β (ベータ) : 教育研究政策係数。
物価動向等の社会経済情勢等及び教育研究上の必要性を総合的に勘案して必要に応じ運用するための係数。
各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な係数値を決定する。

注) 中期計画における運営費交付金は上記算定方法に基づき、一定の仮定の下に試算されたものであり、各事業年度の運営費交付金については、予算編成過程において決定される。

なお、運営費交付金で措置される「機能強化経費」及び「特殊要因経費」については、平成29年度以降は平成28年度と同額として試算しているが、教育研究の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程において決定される。

注) 施設整備費補助金、船舶建造費補助金、大学改革支援・学位授与機構施設費交付金及び長期借入金收入は、「施設・設備に関する計画」に記載した額を計上している。

注) 自己収入並びに産学連携等研究収入及び寄附金収入等については、平成28年度の受入見込額により試算した収入予定額を計上している。

注) 産学連携等研究収入及び寄附金収入等は、版権及び特許権等収入を含む。

注) 業務費及び施設整備費については、中期目標期間中の事業計画に基づき試算した支出予定額を計上している。

注) 産学連携等研究経費及び寄附金事業費等は、産学連携等研究収入及び寄附金収入等により行われる事業経費を計上している。

注) 上記算定方法に基づく試算においては、「教育研究政策係数」は1とし、「教育研究組織調整額」、「教育等施設基盤調整額」については、0として試算している。また、「政策課題等対応補正額」については、平成29年度以降は、平成28年度と同額として試算している。

2. 収支計画

平成28年度～平成33年度 収支計画

		(単位：百万円)
区 分	金 額	
費用の部	39,971	
経常費用	39,971	
業務費	36,690	
教育研究経費	9,598	
受託研究費等	1,762	
役員人件費	505	
教員人件費	20,129	
職員人件費	4,696	
一般管理費	923	
財務費用	－	
雑損	－	
減価償却費	2,358	
臨時損失	－	
収入の部	39,971	
経常収益	39,971	
運営費交付金収益	25,328	
授業料収益	6,693	
入学金収益	1,392	
検定料収益	387	
受託研究等収益	1,762	
寄附金収益	1,360	
財務収益	8	
雑益	683	
資産見返負債戻入	2,358	
臨時利益	－	
純利益	－	
総利益	－	

注) 受託研究費等は、受託事業費、共同研究費及び共同事業費を含む。

注) 受託研究等収益は、受託事業収益、共同研究収益及び共同事業収益を含む。

3. 資金計画

平成28年度～平成33年度 資金計画

		(単位：百万円)
区 分	金 額	
資金支出	42,737	
業務活動による支出	37,613	
投資活動による支出	3,936	
財務活動による支出	-	
次期中期目標期間への繰越金	1,188	
資金収入	42,737	
業務活動による収入	41,278	
運営費交付金による収入	26,366	
授業料及び入学料検定料による収入	10,969	
受託研究等収入	1,762	
寄附金収入	1,488	
その他の収入	693	
投資活動による収入	271	
施設費による収入	271	
その他の収入	-	
財務活動による収入	-	
前中期目標期間よりの繰越金	1,188	

注) 施設費による収入には、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構における施設費交付事業にかかる交付金を含む。